

2016年版

明日の笑顔のために



皆様の善意に支えられ、犯罪被害遺児たちへの
奨学金等給与事業や犯罪被害者等への救援事業を行っています。

公益財団法人 犯罪被害救援基金

住所 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内
TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023
<http://kyuenkikin.or.jp/>

※この小冊子は、公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成により作成したものです。

● 事業概要 ●

1 奨学金等給与事業

- 奨学金は、次の各要件に当てはまる方々を奨学生として採用しています。
 - 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟等
 - 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟等
 - 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・大学（大学院を除く）、高等専門学校、特別支援学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子弟等

● 奨学金の月額

小学生	10,000円
中学生	12,000円
高校生	国公立 17,000円 私立 25,000円
大学生	国公立 25,000円 私立 30,000円

● 一時金（入学時）

小学生	80,000円
中学生	50,000円
高校生	国公立 50,000円 私立 50,000円
大学生	国公立 100,000円 私立 100,000円

(注) 奨学金は給与ですから、返済する必要はありません。

(注) 上記の各要件にあてはまり奨学金を希望される方は、当基金または最寄りの警察署にご相談ください。

● 最近5ケ年の奨学生数及び新規採用奨学生数

(単位：人)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
奨学生数	343	338	315	297	272
内、新規採用奨学生数	25	32	27	14	23

● 張富士夫理事長からのメッセージ ●



毎年、多くの方々が犯罪行為により命を落とし、重障害を受けております。これらの方々は、これまでの生活基盤を一瞬にして失い、精神的にも経済的にも大変苦しい立場に立たされております。

そこで、平成16年12月に「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」(前文)とする犯罪被害者等基本法が制定されました。

私たちは、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の精神的、経済的苦痛を少しでも和らげるため、国民の皆様方から寄せられた浄財を基にして、殺人事件等の遺族や重障害者の子どもたちに奨学金を給与する奨学金給与事業及び犯罪被害を受け生活が大変苦しい方々に支援金を支給する支援金支給事業等を行っております。

皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成28年10月

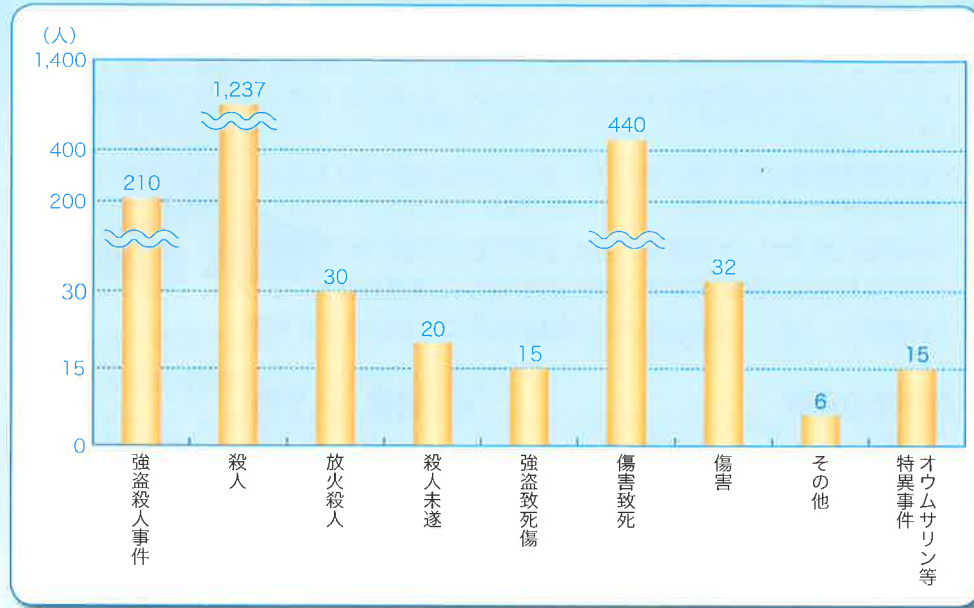
● 犯罪被害救援基金役員

平成28年10月1日現在

役職名	氏名	備考
理事長	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社名誉会長
理事長代行	國 松 孝 次	認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク会長
専務理事	黒 澤 正 和	公益財団法人犯罪被害救援基金
理 事	木 村 治 美	共立女子大学名誉教授
//	細 井 洋 子	東洋大学名誉教授
//	山 上 皓	東京医科歯科大学名誉教授
//	伊 藤 一 實	新日本管財株式会社特別顧問
//	椎 橋 隆 幸	中央大学大学院法務研究科教授
//	深 澤 直 之	弁護士 右田・深澤法律事務所
監 事	吉 村 博 人	警察共済組合理事長
//	大 森 政 輔	弁護士 八重洲法律事務所

● 基金設立以来の事件別奨学生採用状況（昭和56年10月～平成28年9月）

基金設立以来、2,005人の奨学生を採用し、24億5,551万8,000円の奨学金を給与いたしました。



2 支援金支給事業

現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある方に支援金支給審査委員会の審査を経て、100万円以上500万円以内の範囲内で支援金を支給しています。

平成20年度から、海外での殺傷事件の被害者等4人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額1,950万円を支給しました。

3 生活の指導及び相談事業

● 奨学生、保護者等が相互に交流を深めることにより、犯罪被害により受けた精神的苦痛の緩和を図ることを目的として、広報誌「ふれあい」を発行しています。ご希望される方はお電話ください。

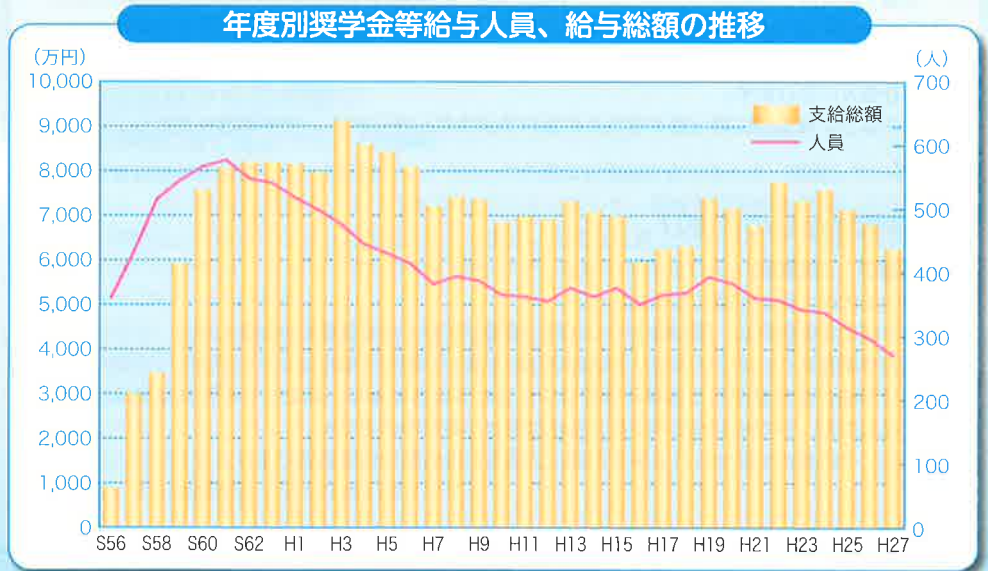
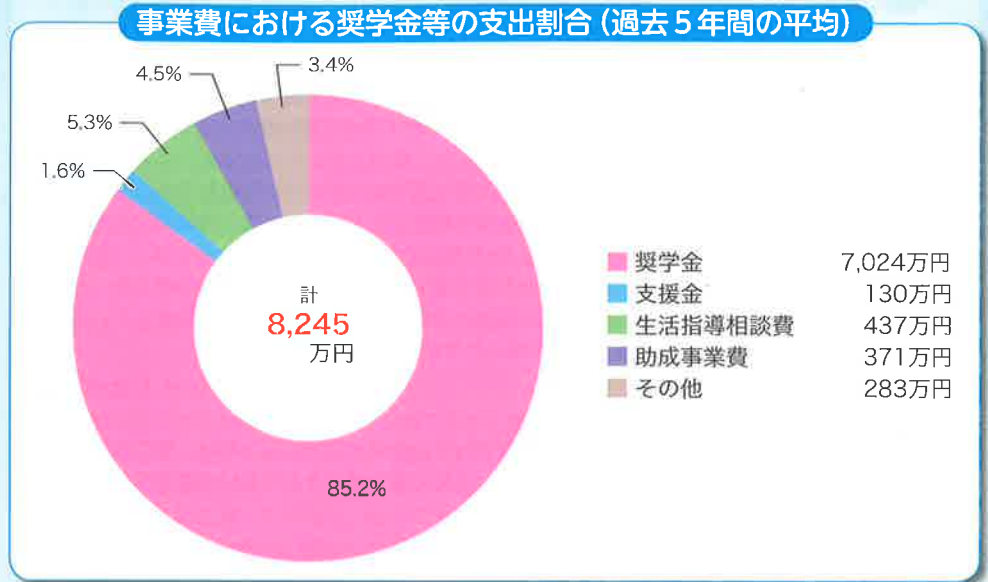
● 電話相談コーナーの設置 TEL : 03-5226-1021



4 助成事業

- 犯罪被害者支援フォーラム等への助成
- 犯罪被害者等支援団体の育成強化

5 参考資料



● 被害者遺族からの声 ●

◎ 奨学生からのお便り

● 『感謝の気持ち』 (大阪府)

私はこの春に大学を卒業し、春から社会人になります。短かったような長かったような学生生活がもうすぐ終わります。中学・高校ではソフトボール部に所属し、高校では、部長をやらせてもらい、貴重な経験をさせてもらいました。大学では部活やサークルには入っていませんでしたが、大学生活や就活を通して素敵な友達と出会うことができ、今までよりも行動範囲や人脈を広げることができたと思います。大学だけでなく、大学入学前からの友達や親せき、先輩、後輩など自分と関わってくれている人と接する機会も多く、充実することができていたと感じます。学生生活では、悩んでいる時やつらい時でも側にいて支えてくれる周りの人たちのおかげで幸せを感じることができ、特に周りの人への感謝の気持ちを強く感じるすることができたのではないかと感じます。

今の自分があるのは、母や基金の皆様のおかげです。本当にありがとうございます。社会人になってこの感謝の気持ちを忘れずに立派な人になれるように頑張ります。そして、父や祖母に安心してもらえよう、家族三人で仲良く力を合わせていきたいです。

● 『父への報告を』 (千葉県)

お世話になっております。現在、看護の勉強をしています。実習に行ったり、専門的な勉強をしたりしてくじけそうになりますが、天国にいる父に報告ができるくらいの看護師になれるように頑張っていきたいです。

● 『4月から社会人』 (大阪府)

6歳で幼稚園だった時、父がけんかの仲裁に入って亡くなってしまいました。去年16年が経ち、17回忌が終わりました。

ずっと支援していただいたおかげで大学にも行くことができ、無事に卒業できました。4月から社会人になります。

父のように真面目に真っ直ぐな大人になれるようがんばります。16年間ありがとうございます。

◎ 卒業生からのお便り

● 『留学』 (兵庫県)

学生時代は大変お世話になりました。幼い頃に父を亡くし、母が働いていた為、祖母にはたくさん迷惑をかけました。高校卒業後すぐにオーストラリアに留学させて貰い、祖母・母にはとても感謝しています。全く英語が話せなかった私が、今では少し話せるようになり、私にとって海外生活は大変な貴重なもので、今でもシドニーで見た景色は忘れる事ができません。祖母にその景色を見せられる事を目標に、自分と向き合い日々頑張ります。

◎ 保護者からのお便り

● 『長男の寝顔』 (東京都)

はじめにお便りします。

主人が亡くなってから、5年が経ちます。当時、長女が小学3年生、長男が1才半。

主人が病院に一週間入院していた時は、長女と一緒に病院に缶詰状態で、とても辛い日々でした。長男はまだ1才半だったので両親に、幼子を連れては大変だから両親が見ているから家に置いていきなさいと言われたのですが、最後は子供達と一緒に見送りたいだったので、どうしても長男を連れて行くと言いました。でも、実際は大変でその日には両親が連れて帰りました。主人は、子供達を残して死にたくはなかったのでしょうか。医師からは、いつ亡くしてもおかしくないと言われていて、それでも一週間がんばりました。

長女は、まだ小学3年生で、人が亡くなるって事に理解することが出来ず、家に亡き主人が戻ってきてふとんで寝かせているときに、やっと現実が分かったようです。

最近、長男の寝顔やふと見た顔が主人そっくりで涙が出てきます。四月から小学1年生になる長男は、入学式に天国でお父さんが見てくれるよね!!と私に言います。体がふるえるくらい悲しい気持ちがいっぱい、どうにもならなかったです。ただただ長男を強く抱きしめました。入学する嬉しい気持ちと悲しみです。

でも、この手紙を書くことで気持ちを切り替え、人生の一步を踏み出します。

● 『社会人として』 (福岡県)

今年の七月は主人の十七回忌、長い様で短かい様で不思議な思いです。

本当に皆様には長くお世話になっております。感謝の気持ちでいっぱいです。

上の娘が寝る間もけずって仕事をしている姿に、下の息子は社会のきびしさによる大きな矛盾や疑問をもち大学に通いながらも、自分の道に迷い悩んでいる様子です。これだけは、自分なりの答を出すしかない事と、親としては見守る事しかできない現状です。

男性の社会人としての見本のない中での苦しい問題をといていくのですが、その事はこれからの彼の人生にかならず役立つと信じています。

いつも皆様にささえていただきありがとうございます。

◎ 卒業家庭からのお便り

● 『人の役に立てるように』 (大阪府)

救済基金事務局の皆さん、お元気でしょうか。その節はお世話になりました。感謝しています。あの日、10ヶ月だった娘も、もう今年で24才になりました。福祉専門学校を卒業して介護福祉士の資格をとり毎日がんばって仕事をしています。大変な仕事ですが、いつも元気で明るく、身長が低いのでチョコチョコしています。おかげで、施設の利用者さんや先ばい方、仲間にかわいがってもらっています。

一度だけ、長年お世話してた利用者さんがお年も行き亡くなった時、仕事場では泣けず、家に帰ってワンワン泣いている娘の姿を見ました。私まで胸がいっぱいになって泣きそうになりました。娘には「今のその気持は大切にね。あなたは介護福祉士の資格をとったプロよ。これからもっとたくさんの人の役に立てるようがんばって」と声をかけました。娘は少しでも人の役に立つ仕事がしたいと介護の仕事を選びました。

私は、そんな娘がとっても立派に見えます。

● 犯罪被害者の遺児などに愛の手を ●

寄付のお願い

当基金は、犯罪被害者の遺児などに小学校入学時から大学卒業時まで奨学金を給与する事業等を行っております。より多くの遺児などに奨学金を給与することが出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

寄付金応募の方法

●振り込んでいただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座番号 00120-4-37666

※他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0037666

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金



「ふれあいの箱」

※ゆうちょ銀行から振り込んでいただく場合、当基金へご連絡いただきましたら振込手数料のご負担をいただかない専用の振込用紙を郵送いたします。

●「ふれあいの箱」(募金箱)に寄付していただく場合

各警察施設などの窓口に置いてある「ふれあいの箱」にお願いします。

●郵便にてご寄付いただく場合は直接当基金へ郵送ください。

寄付金は課税優遇措置の対象です

当基金は、公益財団法人として内閣総理大臣から認定を受けており、当基金に対する寄付金については税制上の優遇措置が受けられます

●個人が支出する寄付金は下記のいずれかの制度が適用されます。

所得控除：寄付金額（所得金額の40%を限度）－2,000円を所得金額から控除

税額控除：{寄付金額（所得金額の40%を限度）－2,000円}

×40%（所得税額の25%を限度）を所得税額から控除